

第5回奈良県・市町村長サミット

平成22年10月4日

【司会】 皆様、朝早くからお集まりいただきまして、ありがとうございます。それでは定刻になりましたので、ただいまから平成22年度第5回奈良県市町村長サミットを始めさせていただきます。本日は今年度第2回目となりますが、「奈良モデル検討会」ということで開催をさせていただきたいと思っております。本検討会のアドバイザーでございます伊藤先生と小西先生にご出席をいただいております。両先生方、よろしくお願いいたします。

それでは最初に、開会に当たりまして、荒井知事からごあいさつと、市町村の支援の基本的な考え方、住民票等の不正取得防止につきまして、ご説明を申し上げます。知事、よろしくお願いいたします。

【荒井知事】 皆さん、おはようございます。お忙しい中ご出席をいただきまして、ありがとうございます。また本日はアドバイザーをしていただいております小西教授、伊藤学長におかれましても、ご多忙の中ご出席いただきまして、ありがとうございます。感謝申し上げます。

奈良県では平成20年度から県と市町村の役割分担について検討いたしました。また、このサミットで、今年3月には「奈良モデル」の検討報告書について報告をさせていただきました。国の法令改正の動きがありますので、国のほうの権限移譲など、その中での検討ということにもなっております。国の動きにつきましては、きょうの説明の1つのメインテーマでございますが、地域主権推進一括法案や地方自治法の改正案が、現在継続審議中でございます。また次の臨時国会でも地域主権改革について審議されるということでございますので、その奈良県における対応を議論しなければいけないという課題がございます。その中で、地方を取り巻く状況が各地域で景気の後退ということもあって、いろいろな条件の違いが出てきておりますので、奈良県におきましてもそのような状況を勘案して、有意義な議論になればと思っております。

また、従来からの検討課題でございますが、相談窓口の広域連携についても、追加の課題として検討課題にさせていただいております。検討することのご承認をいただければ、具体的な検討を進めていきたいので、活発な意見交換をお願いしたいと思います。相談窓口は、県と市町村と合わせて約700の相談窓口が県内がございますので、市町村民に利

用しやすいようなことをできたらということでございます。

会議の議論に先立ちまして、県の市町村支援の基本的な考え方について簡単な資料を用意させていただきました。お手元に市町村支援の基本的な考え方ということが、資料が3ページでございますのでごらんいただきたいと思います。

県内市町村の現状でございますが、市町村合併が進まなかったために、小規模町村が多い状況でございます。人口が少なく面積は広大な南部、東部の町村と、面積が小さい中部の町というふうに状況が分かれているような奈良県の状況でございます。また、県内の各市町村の財政状況は、皆様のご努力のおかげで、若干の改善傾向にございますが、他県に比較すると非常に厳しい状況でございます。また、合併が進まなかった小規模町村においては、これまでの行革の取り組みもあり、専門職をはじめとする職員の体制が脆弱な状況、総括的にそのようにお見受け申し上げます。

対応の考え方でございますが、市町村合併はもう一段落をしたという認識のもとに合併を進めるのではなく、異なった手法の行政経営の効率化を図る方策を考え、実行していくというのが、この場であろうかと思えます。行政経営の効率化のためには、県と市町村、市町村間での連携が不可欠のように思いますし、その際は行政資源であります県の職員3,000人、市町村職員8,000人をどのように効率的に連携をして使っていくか、また県、市町村の予算をあわせて約1兆円でございますが、それをどのように使うかということが基本意識になろうかと思えます。

皆様の基礎自治体は、住民サービスの出発点であります。中間自治体であります県はどのように働くかということですが、基本的な考え方の2ページ目と3ページ目を見ていただければと思いますが、サッカーに例えますと、県はミッドフィルダーのようなつもりで働いてまいります。活発によく考えてよく走るオシムさん流のミッドフィルダーになるべく努力をしてくれているつもりでございます。国からは変な球もまいります。形だけの基本計画をつくれと県の担当課にまいりますと、課はそのまま基本計画の元手をつくれということで、市町村に回して、縦割りで国に流れていく。そのような形だけの計画で事務量が随分増えているような気がしますので、そのような悪球は遠慮なく国に戻そうということを県のレベルでしております。また、県は最前線の市町村に情報、お金、仕組み等なるべくいい球を送るように、得点の入るような球を送るようにというのが基本的な考え方です。今もそのつもりでございます。

さらにということで、その3ページ目になるわけでございますが、このようなところま

でもいいのかどうかということでございますが、ミッドフィルダーであります、場合によってはディフェンスのほうへ、国のほうへちょっかいを入れる、提言をする。国の制度等が奈良の実情にそぐわないときは、自らの仕組みづくりといいますか奈良県のモデルをつくるか、国に制度の改善の働きかけをするかというようなこともあろうかと思っております。例えば国の農政と奈良県の農政、あるいは国の後期高齢者の制度と奈良県の医療制度、もう少し仕分けをうまくした、いただくものと要らないものを仕分けするといった考え方が、この3番目のページであらうかと思っております。

また、基礎自治体の市町村が、こう言うてはなんですが、得点能力が小さい地域も、県にもあろうかと思っております。そのときには、得点能力、例えば専門職がおられない、橋梁の定期点検がうまくいかないというときには、市町村橋の定期点検の義務は市町村に課せられておりますが、かわりに点検するよといったようなフォワードの役割をするということも考え方としてあるのではないかと。基本的な概念としてそのように思っていましたので、改めて図示をしてご提示をする次第でございます。

ミッドフィルダーの働き方ということでございますが、1つは行政経営の効率化を図るため、市町村間の連携を進められる市町村に対しましては、県としては重点的な支援を行うというふうに考えております。また、困難な状況の克服を目指して努力される市町村に対しては、重点的に支援を行うというふうに考えております。またその裏腹でございますが、市町村には一定の財源が付与され、役割が決めてられておりますので、県、あるいは国に対して役割をあまりしないで、財政支援、お金だけくださいということには、あまり対応しないというふうに考えております。

また、お金ではなしに人的な支援、また調整とか情報分析などの県でできる仕事は積極的にさせていただくというふうに考えております。このような考え方で取り組んできた例ですが、これまで一緒にさせていただきました「奈良モデル」の検討や実現に向けた取り組みというのが1つございます。2つ目は早期健全化団体への無利子貸し付けを今年度10億円実施いたします。そのような支援はできる限りするというところでございます。また3つ目は、今回補正予算で先日の県議会で成立していただきました市町村臨時交付金というような形がございます。4つ目は南部振興局の設置を含む南部を元気にする構想の実現などがあります。

そのような具体的な取り組みを成功事例に仕立て上げ、モデルにして、県と市町村の連携のあり方、県の支援のあり方について努力を重ねていきたいと思っております。

次に、話題は変わりますが、住民票の写し等の不正取得防止についての資料を入れさせていただきますので、これについて人権の関係でございますが、一言申し述べさせていただきます。

本人通知制度のことでございます。住民票の写し等の交付に係る本人通知制度につきましては、市町村振興課から仕組みなどについてご報告をさせていただいておりますが、当制度は、事前登録を行った住民の住民票の写し等を第3者に交付した場合にその事実を登録された住民にお伝えするというものでございます。平成19年度に住民基本台帳法が改正されまして、住民票の写し等の交付については厳格化が図られてまいりましたが、その後も偽造した委任状による不正取得が発生しております。身元調査や結婚差別等の人権侵害事件にもつながる問題でございます。当制度はこのような不正取得を抑止する効果があると期待されております。全国的に見て各団体により制度に差はありますが、制度を導入する団体が増加しております。本県におきましても、三郷町で10月1日から事前登録を開始していただきまして、平成23年度2月1日から通知制度を開始していただきます。樞原市も来年1月実施に向けて検討を始めていただいていると聞いております。これまでお伝え申し上げたことでもありますが、先駆的に当制度を導入して運用されている他府県からは、事務量が急激に増加することなく、システム改修にもそれほど多額の費用を要していないと聞いております。各市町村の独自の判断で導入できるものでございますので、住民情報の適切な管理を行っている姿勢を示すという意味からも、当制度の導入に向けて積極的に検討していただきたいと考えているところでございます。

最後のほうになりますが、行政経営の有識者会議を先日いたしまして、10項目ほどの県の行政経営に係る検討をいたしました。資料を出して有識者に検討していただきました。市町村の中でも、資料としまして行政経営の1つの検討材料として、もしお役に立つようであれば、ご利用願いたいというふうに思います。それから資料として、重点課題に対する評価の資料を入れさせていただきました。大部でございますが、県では、PDCAのチェックの機能を重視してきておりましたが、3年たちましてやっとその行政評価の資料の内容も、最初よりやや充実してまいりました。各市町村におかれましても、課題の評価資料というのは、議会との関係もございまして、資料の整備も手間がかかる面があるかと思いますが、県でこのようなふうに年々工夫をこらしてつくってまいりましたので、ご参考にしていただければという意味で、資料として追加しております。

最後の最後になりますが、10月8日に平城宮跡で遷都1300年の祝典をいたします。

各市町村長様におかれましては、ご多忙かと思いますが、奈良県にとりまして大事な祝典でございますので、こぞってご参加いただけますようお願いを申し上げます次第でございます。

長い冒頭のごあいさつとなりましたが、本日も実り多い議論になりますように、よろしくお願いを申し上げます。また、日ごろこのような会議にお忙しい中を参加を続けて来ていただいておりますことを、心から感謝を申し上げまして、冒頭のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

【司会】 ありがとうございました。それでは次第に従いまして、当検討会のアドバイザーでございます小西先生のほうから「地域主権戦略大綱への基礎自治体の対応」と題してご講演をいただきます。

それでは先生、よろしくお願いをいたします。

【小西アドバイザー】 関西学院の小西でございます。貴重な時間をいただきましたので、意味のある話をさせていただきたいというふうに思います。

きょうの次第をごらんいただきますと、ローマ数字の3番目に事務局説明とありまして、私はこちらがきょうはメインではないかと思っております。義務づけ・枠づけの見直し、権限移譲について具体的な話が事務局のほうからされるわけですが、私はその前に時間をいただきましたのは、この義務づけ・枠づけの見直しがどのような文脈で今出てきたか。それからそのときに、どのような心構えといいますか気持ちで受けとめたらいいか。それからさらにその意味合いは何か、この3点ぐらいを事務局説明に先立ちまして私のほうからご説明を申し上げますと、後の事務局の説明の受けとめをより意義深く受けとめていただけるのではないかと思いますので、そのような役割ではないかというふうに思うところでございます。

地域主権と呼ぶか地方分権と呼ぶかというところが、おそらく国会が始まりますと、本格的にこの議論が始まりますと、大きな論点になるところかと思っておりますので、言い方が難しいところなんですけれども、一般名詞でいうと地方分権ですが、地方分権が進んでも実感を伴わないというのはよくいわれます。分権が進んでも何のことも実感がない。ですが、義務づけ・枠づけの見直しや権限移譲というのが進みますと、今度こそは実感があると思っておりますが、それは、やはり基礎自治体が判断をするとか、政策立案とか、条例をつくるかという意味で、いろいろと主体的に取り組まなければならないことが増えるという意味で、実感がある。うれしい実感なのか、悲しい実感なのか、そこは受けとめ方がいろいろ

あるところだと思いますけれども、具体的には仕事という形で反映されるという意味では、実感を伴うようになるところであろうというふうに思います。

資料が、お手元に右肩に大きく資料2、3、4、5と、6、7まで、資料がございますので、これを見ていただきながら、私としてはご説明をしたいと思います。

資料2をごらんいただければと思います。これは原口プランですので、前総務大臣のお名前がついておりますけれども、ここは大臣個人のプランというよりも、政権、民主党連立政権としての地域主権改革のプランだという位置づけであろうと思います。この図自体が大きく変わるということは考えにくいところですので、一応これをベースにお話をいたします。

自民政権、自公連立政権時代に、地方分権改革推進委員会というのがございまして、ここが4次にわたる勧告を出しているわけです。ただこの委員会は、国会で特別法による委員会でありますし、委員は国会の同意人事でありますので、国会として設置したというところがありますので、別に内閣が代わったから直ちに有効性がなくなるというわけではないんですけど、それにしても自公政権時代でつくった委員会だということがあって、第3次勧告、第4次勧告は、鳩山総理に提出をした形にはなっているんですけども、民主党連立政権として、この委員会の4つの提言、勧告をどう受けとめるかというところは1つのポイントだったわけですが、この図でいきますと、左の上のところに、地方分権改革推進計画というのがございます。この計画で、地方分権改革推進委員会の4次の勧告を受けとめた。つまりここに書かれているものは、政権が代わっても引き続き勧告として受けとめるけれども、書かれていないものは重要な課題とはあまり考えないというのは1つの整理の仕方でありまして、また一括交付金とか、緑の分権改革とか、これは全く自公政権時代にはなかったような改革もございますので、それらも含めてこの原口プランでは、前政権からの引き継ぎ事項として受けとめるべきものと、民主党連立政権として新たに出てきたものをあわせて、時系列で、いつまでに何をどうするかということをあらわしたものが、この原口プランだということになります。

この原口プランの中で、前の政権から引き継いだもので非常に重要なものが、この法令による自治体への義務づけ・枠づけの見直し、基礎自治体への権限移譲と、大きく分けますとこの2つ、小さいのでは直轄事業等がありますけれども、法令による自治体への義務づけ・枠づけの見直しと基礎自治体の権限移譲というのが、これが前政権の地方分権改革推進委員会の、1次、2次、3次までの勧告のところを強く受けたところでありまして。

義務づけ・枠づけの見直しというのは、事務権限を移すとか、担い手を移すというものではなくて、基礎自治体なら基礎自治体がもともと担っているわけですがけれども、担ったときに、例えば保育所なら保育所を、市町村は昔からやっているんですけれども、市町村の保育所行政において、例えば建物の安全基準をどうするとか、調理室を設けるとか設けないとか、保育士さんの配置基準をどうするかとか、これは法令で細かく決まっているわけでありますので、認可保育所の要件といのは非常に厳格なわけです。厳格なわけですがけれども、認可保育所だけでは、例えば都市部ではどうも待機児童がたくさん出てくるので、東京都では認証保育所という形で認可保育所以外の保育所を用意せざるを得ない。認可保育所だけでは待機児童の解消ができないという現実があるわけです。そうすると認証保育所が東京都にはあります。東京都の条例に基づく、言ってみれば東京都の独自基準に基づくマル適マークのついた保育所みたいなものです。

例えばこういうものが実態としてあります。そうすると保育所に関する法令上の規定を、国が定めるということが、待機児童をなくすという大義に対してじゃまになっている可能性があるのではないかと。むしろ、自治体がそれぞれの地域事情に応じた、あるべき保育所の姿というのを、条例に基づいて安全基準を設けて、それぞれの保育所をつくっていったほうがいいのではないかとというのが、これが地方分権の1つの方向性であるわけです。

ですけれども、保育所というのは子どもの安全を守るというところに一番かなうところですので、そこであってはならないような事故が起きた場合には、安全基準の設定の仕方がまずかったのではないかとというところで、いろいろ批判を受けるというのは、これは必定でありますので、そのところを、基準そのものを国が法令に基づいて設けたほうが、自治体としては楽は楽なわけです。楽なんですけど、つまり国の縛りの中で適切な保育行政ができないということになると、それぞれの自治体で、その地域事情に合った保育所なら保育所の定義を、あるべき保育所の形をやるべきではないのかというのが、これが義務づけ・枠づけの見直しというところになります。

今申し上げたような話は、究極の形でありますので、例えば保育所でいいますと、一番大切な基準は、保育士さんの数と、子どもに対する保育スペースの面積、この2つが何とんでも柱にはなるわけですがけれども、こういうところが、この流れの中で、いずれ見直しの対象になる、対象になろうと思われそうですが、例えば先ほど知事がおっしゃった、次の、臨時国会で検討されるような、義務づけ・枠づけに関する、継続審議になっている法令の中で、一気にそこまで行くというわけではないんです。そこまでは行かない。保育所

関係も幾つか入っていたと思いますけれども、そこまではいかないんです。いかないんですけど、徐々にそういうふうになっていくということでありまして、そういう意味では、特に条例だけというわけではないんですけれども、法律の義務づけ・枠づけの見直しというのは、見直してそれを全部条例委任にするというような形になってきますと、1つ1つの仕事のあるべき姿は何かみたいなところを、非常に問われるようなところがある。市町村としては、初めての世界ですので、そこはいろいろ情報収集をして、どういう形にしたほうがいいのかということを考えないといけないわけです。

私、奈良県の本日のこのような取り組みも含めて、奈良県における県と市町村との関係づくりというところについては、私は大変意義深いものだというふうに思っております、協力できる場所は何でも協力したいという気持ちでいるんですけれども、例えば条例づくりということになりますと、いろいろな不測の事態を想定した上で条例をつくっていくときに、単独の市町村の担当者がパソコンの前で頭を悩ませているだけでは、やはり限界があるわけでありまして、県と県が音頭をとって県内市町村の担当者が集まって、条例のあり方についていろいろな意見交換をするというようなことが、普通に行われるような土壌づくりを、以前の段階からつくっておくというようなことを、これは奈良県にとどまらず、ほかの46都道府県もやっていただきたいと思うところがございます、私はその奈良県の取り組みというのが、こういう条例を自分で独自につくっていくというような流れが加速すればするほど先進的な取り組みとして注目される場所であろうと思いますので、そういう意味で、ぜひ奈良県でしっかりとした実績を上げていただきたいと思うところがございます。

いずれにしましても、法令による義務づけ・枠づけの見直しというのは、これはまさに地方分権の中心だと思います。保育所なら保育所をどうしたいかということ、条例で表現していくということになりますので、これぞまさしく地方分権と。これは大変難しい課題で、行きつ戻りつトライアンドエラーをしながら、条例をつくっていくというプロセスを踏んでいくんだらうと思いますけれども、これを通じて基礎自治体の政策立案能力が高まるということになるかと思うところがございますので、この義務づけ・枠づけの見直しというのが非常に大きなテーマで、それが進もうとしているんだということが1つでございます。

もう1つは基礎自治体への権限移譲なんですけれども、これは市町村合併と関係がありまして、市町村合併をした基礎自治体の規模を大きくした。そうすると市には多くの権限

が移譲できるはずですがけれども、町村は規模が小さいので、町村にはあまり多くの権限が移譲できないというような見方があるわけです。今まであまりそういう言い方をしてこなかったわけです。基礎自治体の中で市と町村について、事務権限のところで、意識的に大きな差をつけていこうというのは、どちらかといえばあまりいいとは思われなかったところもあるわけですがけれども、次第にそういう方向になってきておりまして、ここには基礎自治体への権限移譲と書いていますけれども、実態は市を中心とする基礎自治体への権限移譲、つまり町村にはあまり権限を移譲しないということになっているんです。

時間もあまりありませんので、後ほどまたご確認いただければと思います。資料5というのが地域主権戦略大綱です。これは参議院選挙の前に閣議決定をした内容です。大変分厚い資料になっていますが、この資料は分厚いんですけれども、本文はあまり多くなくて、19ページから67ページまでが、義務づけ・枠づけの見直しに関する具体的な内容を書いた箇所です。義務づけ・枠づけとしてどれぐらいのことをやるかを書いた箇所です。これは政府が提言の中にあります、義務づけ・枠づけの見直しの中の、そもそも先ほどの地方分権改革推進委員会で提言された、義務づけ・枠づけの見直しのうち、ごく一部だけがここに出てきているという感じです。まだまだこんなものじゃないです。ごく一部だけがここに出てきている。3次勧告を中心としたものがありますので、まだ2次勧告を中心としたものがまだずっとバックヤードに控えているものがありますので、それだけでもこれだけの項目があって、これだけではまだまだ済まないというところがありますが、これが相当なページ数になっておりまして、それから69ページから今度は基礎自治体の権限移譲が、83ページまでありますけれども、これをよく見ていただきますと、町村にはあまりたくさん事務権限が移譲されなくて、市に相当多くの事務権限が移譲されているというところを読みとれるところでございます。

これが1つの流れであるということになります。

今のでひと区切りで、こういう流れでやりますので、ある意味で、条例改正等の作業を求められるという形で、地方分権改革が実感されるような状況になりつつありますというところを申し上げました。

その次の話なんですけれども、地方分権改革がこういう形で進んできますと、国と自治体との関係というのが大分変わってくるわけです。どう変わってくるかなんですけれども、国と自治体との間の関係は、国は幾ら何でもこれだけは守ってくださいというようなところしか、自治体に対して法令で縛ることはないという感じなんです。幾ら何でもこれだけ

は守ってほしいというところしか。つまりあまり踏み込まなくなるわけです。言い方を変えれば、ちょっと空々しい関係になるかもしれないです。

この資料にはないんですけども、先ほど知事のお話の中にも話題になっていましたが、自治体財政健全化法というのがございます。健全化法は、皆さんよくご存じのように、指標をもって健全段階を早期健全化の段階と再生段階に振り分けるわけですけども、1,700の自治体のうち、ほとんどが健全団体に今は入っているわけです。県内にも少し早期健全化の団体もありますけれども、伺っている限りでは、かなり急ピッチで健全化を遂げて早期健全から抜け出るという方向で、今懸命に取り組んでおられるということをお伺いしておりますので、よかったと思っているところでもありますけれども、早期健全化の団体というのは非常に少ない。数としては少ないわけですし、これはどんどんなくなっていく見込みですし、再生団体というのは夕張市以外にはないということになるわけです。そうしますと、あと数年たちますと、ほとんどが健全団体ということになるわけです。そうすると自治体というのは、もう財政状況は健全になったのかということ、そこはちょっと違うんです。つまり、国が早期健全化であるというふうに考えるのは、早期健全化団体自体、やっぱり幾ら何でもこれを放置しておくのはまずいので、早期に解消してくださいというふうに言っているということであって、そこそこ悪いとか、あまりよくないんだけど、自治体の自浄作用、自己改革の中で解消される見込み程度の悪さだと、国の法律では該当させないという感じなんです。つまり非常に悪いところだけを、引っかけるというのは言葉が悪いですけども、該当にする。そうでなかったら過剰介入になるわけです。

そうすると、国と市町村、自治体との関係というのは、何か少々問題だなというぐらいだと、あまり関わってはいけません。そこはむしろ自治体側の自浄努力の中でやるべきことで、そういう分野にあまり関わってはいけないということになっているわけです。そういう関係になるわけです。そのときに、他県では、県と市町村の関係もそういう感じになっているところがあるわけです。県も市町村にあまり関わりたくない。親切心か何かで妙に関わったりすると、かえって怒られたりするんで、もう国がそうやったら、県もよほどのとき以外はもう黙っていようという県もあるんですけども、私はこれはまずい。そういうものであってはならないと思うわけです。その県と市町村はやっぱり運命共同体であるので、そこはある種、信頼関係をもって、国と自治体は空々しくなっても、県と市町村はやっぱり運命共同体として相談し合うような仲であってほしい。これが奈良モデルというところの、今の時代における意味合いみたいなところがあるわけです。

そういう意味で、市町村長サミットにおいても、知事が比較的財政状況について辛めのご発言をされて、私はちょっとはらはらするときもあったんですけども、それも含めて1つのありようだというところがあるわけです。

話を戻しますと、国はよほどのことでないとかかわらないという関係になります。そのことが、今回、先ほど知事のお話にありました、継続審議になっている地域主権改革推進法案、第1次地域主権法案がありますが、これが継続審議になっていて、果たして臨時国会で成立するかどうかちょっと微妙なところではあるんですけども、そこの中に、非常に具体的な例として、公営企業会計の利益処分に関する義務づけの見直しというのがあるんです。資料で言いますと、私の対談の資料があります。資料の3です。資料3の中の24ページというところに、資料の2というのがございまして、そこに改正案と現行が並んでいるところがあるんです。これはちょっとお読みいただくと時間がないので、ごくかいつまんで申し上げますけれども、黒字の公営企業会計の場合、例えば水道事業なんかで黒字を出しているような自治体というのは多いわけですけども、水道事業で黒字を出した場合に、今までは水道事業だけに還元をしなければいけなかったんです。水道事業の黒字というのを、水道事業会計以外に流用するというようなことは、やっぱりおかしい。というのは、水道事業の受益者負担というのは、水道のために払ってくれているお金ですので、水道でお金がもうかったとすれば、それは例えば設備更新の財源にしますと。あるいは水道事業会計が持っている負債の償還に繰り上げ償還に入れるとか、償還に準備金として備えますとか。最後はもう1つは料金を引き下げますと。この3つぐらいしか考えられないわけです。水道でもうかったお金は水道で還元するのが当たり前だ。というのが今までの法律の枠組みです。つまり水道事業でもうかったお金は、水道事業の中で還元しなさいと。これはある意味では当たり前のことなんです。これは一種の私たちの良識みたいなものが、法律になっているので、国としてそれを法令上義務づけるのは、ある意味では当たり前のことなんです。

当たり前のことなんですけれども、例えば公立病院があって、ここが慢性的に赤字だと。経営努力がないから赤字なんではなくて、もうからない診療科目を設けておかないと住民生活にかかわるので、そのために赤字だ。これをどうやって支えようか。ふと見ると水道事業は黒字だと。この黒字を、病院会計に入れるのはいかがなものかと言われると、いやそれは法定外税か何かでおやりになるのが筋でしょうと、私も聞かればそう答えますが、法定外税か何かで財源を調達して、病院に入れるべきであって、水道の黒字を回すのは、

それはちょっと筋が違うんじゃないですかと申し上げたいところですがけれども、いや、うちの地域事情からすると、1回限りこういうふうにしたいと、その後はこうするからと。その水道のもうかったお金を、利益処分のあり方をどうするかについて、他地域はいざ知らず、我が地域の特別な事情に照らすと、1回限りこういうことをやりたいというようなことがあるかもしれないわけです。今まではそれは法令上の縛りがあるからそれはできませんということになるわけですがけれども、今回は議会が認めればオッケーだということになるわけです。つまり国が必要以上にかかわらないというのは、そんな意味なんです。

だから利益処分のあり方については、議会で議決をするか、条例によるというふうに変ったわけですがけれども、総務省のこの担当課長さんと対談する中ではっきり言っているのは、基本は条例を事前につくってほしい。あまり何か問題が出たときに、議会の了解を得てやってしまうというよりも、本来的にはやっぱり条例できちっと、事前のルールとして決めた上でその利益処分をするほうが正々堂々としているので、やはりそういう場合には特に条例をちゃんとつくってほしい。そっちが筋でしょうと。これはまあ住民訴訟みたいなこともありますので、やっぱり条例をきちんと事前につくるというのが筋ではないかと思うわけです。

ですから、1,700の市町村がありますと、ほとんどの団体は、今までと同じ考え方で利益処分のあり方を考えたほうがいいわけでありますので、国の法令が条例移譲になったところで、国の法令に基づく条例をつくれればほとんどいいと。ところが、1,700の団体のうち、1つ、2つ、3つぐらいの団体は、特別な事情ゆえにそのとおりににはできないので、特別な条例ができると。こういうのが、地方分権の成果ということになるのではないかと思うんです。ですからその地方分権の意義というのは、具体的にはその条例をつくるというところに出てくるわけです。この条例は、ほとんどの場合は国の法令をそのまま写しかえればいいんですけれども、やっぱり1,700もあれば、いろいろなところが出てきて、そのいろいろなところが、今まで法令上の縛りがあったのができなかったことができるようになったというのが、これがやっぱり意義であろうと思うわけです。

こういうところをもって、地方分権改革の意義を受けとめていただければと思うんですが、具体的には後でお話がありますように、たくさん条例を独自でつくりなさいというような宿題のたぐいがいっぱい出てまいります。面倒くさいとか、ばかげているとか、自治体の現場の忙しさをどういうふうに考えているのかという議論が、いろいろな日本国内、日本中から吹き出てくるような感じもするところがございますけれども、きょうはこうい

うサミットというような形を設けていただきましたので、少なくとも私からはこういう意味がありますということをお願いする機会があった分だけ、私としてはうれしいというふうに思っているところですが、全国同じような動きがある中で、この意味合いをどれぐらいストレートに受けとめていただけるかどうかはよくわからないところがございます。

いずれにしても、基礎自治体の権限移譲と、義務づけ・枠づけの見直しに伴う条例の改正等の準備作業が、いよいよ本格化しなければならない。ぜひ今ここでつくられています県と県内市町村の信頼関係というところを生かして、この課題をうまく乗り切っていただきたいというふうに思う次第でございます。

私からは以上でございます。あと、細かい重要なところは事務局からご説明いただけるというふうに思います。

【司会】 小西先生、ありがとうございます。

先生から、地域主権戦略の大まかなところについてご説明をいただきましたが、今、先生のご講演について特に質問等、ございませんでしょうか。あれば、せっかく先生が来られていますので、直接お聞きいただけたと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

それでは、先生のほうからご紹介もありましたけれども、今、国会で継続審議になっています地域主権一括法案、それから地方自治法の改正案、ここで義務づけ・枠づけの見直しが盛り込まれております。それに加えて、6月に閣議決定をされました地域主権戦略大綱では、さらなる義務づけ・枠づけの見直しの方針が出ております。これにつきましては、先日担当課長会議を開催いたしまして、課長様方に市町村振興課からご説明を申し上げたところでございますが、本日改めまして、首長様方に市町村振興課の酒元補佐よりご説明を申し上げます。

【酒元市町村振興課補佐】 今、市町村振興課長のほうからお話をさせていただいたとおり、先般この義務づけ・枠づけの見直しと権限移譲の細かい話につきましては担当課長さんに概略を説明させていただいたところでございます。今日は、各市町村長さんのお集まりということで、全体的なスケジュール感覚等についてご理解をいただきまして、各担当課にご指示いただきたいというところでございます。

まず、資料4の地域主権戦略大綱の、一番最後に今回の地域主権一括法ないし地域主権大綱の今後のスケジュールをつけております。これと、義務づけ・枠づけの廃止に関しまして、資料の6の、2つを見比べながらお聞きいただきたい思っております。

まず今、動いております義務づけ・枠づけの廃止でございますけれども、地域主権推進

一括法並びに地方自治法の改正につきましては、先般の通常国会で決定されずに現在継続審議ということで、今般の臨時国会で議論される予定になっておる部分でございます。これにつきまして、今後の流れですが、国のほうは7月の選挙前の時点ですけれども、遅くても一括法については今年の臨時国会で成立して、23年4月、来年4月までに施行をするという形で申しております。今後の動きにつきましては、国会の議論等ですれる可能性もありますけれども、最速で23年4月から施行される。それまでに先ほど小西先生のほうからありましたように、独自条例等をもしお考えになる部分なり、条例の必要な事項、必要でない事項も含めた判断につきまして、今年度内で各市町村さんのほうで作業が要るというところでございます。

それとともに、これと同じ動きの中で、地方自治法も動いております。

これの、内容につきまして資料6のほうで一括法につきましては42条項、うち県の関係の部分もでございますので、市町村さんに関係されますのは14条項で、例示を書いております。先ほど小西先生のほうからもお話がありました、地方公営企業法の改正、財産処分につきまして、条例ないし議会の議決へ委任というの、ここの中に入っております。これで先ほど先生の言われたとおり、もし来年度からこういうものを適用されるということであれば、今年度中に条例改正を各市町村さんで検討いただく必要があるかと思っております。

それとともに、地方自治法、これの施行予定につきましては、公布後、決定後3カ月以内ということで、これも年度内に施行される可能性があるかと思っておりますが、この中身としまして6項目、すべて市町村さん関連の項目でございます。主なものとしては、市町村の基本計画の策定義務の廃止、今年度策定されているところ、来年度に向けての策定の準備をされているところもございますけれども、少なくとも法に基づく義務づけが廃止された。もちろん、基本構想でございますので、基本構想がないのは果たしていかなものかという別途の議論がございますし、そのあたりのご議論を各市町村さんの中でしていただきまして、実際に法に基づかない独自の基本構想をつくるというようなことでもございましたら、その方針につきましても、この期日に間に合うような形でご議論をいただく必要があると思っております。

まずこの1つ目が一括法ないし地方自治法ということで、この10月1日から始まります臨時国会で継続審議される部分がこの部分でございます。これにつきましては、一応来年4月から施行されるということを前提にご準備のほうを各市町村さんでお願いしたいと

思っております。

それと2番目の地域主権大綱でございます。これにつきましては、6月22日に閣議決定とされました。選挙前に閣議決定された中身でございます。法案等につきましては、23年の通常国会、来年度当初から始まります通常国会に提出する予定ということで、この部分の具体的な法律案なり、中身につきましてもまだ見えてない部分がございますけれども、これにつきましては24年4月、来年1年は準備期間がありますが、1年半後にはこれも施行される見込みでございます。中身につきましては、(1)としまして施設・公物の設置管理の基準ということで、先ほどありました独自条例が可能という部分でございますけれども、28項目ございます。各市町村さんの状況に応じて、うち中核市さん、奈良市さんだけに関係しております項目が6項目、該当市と書いてございますけれども、これは公立高校の収容定数の基準の条例委任ということで、高校を持たれております奈良市さんと大和高田市さんに関係してくる項目です。あとの項目18項目につきましては、全市町村さんに関係してくる項目でございます。

それと協議、同意、許可、認可、承認の廃止ということで、これも72項目あります。うち中核市1項目、全市町村関連が37項目、それと今現在国でも決まっていなくて、年末の法案をつくるまでに引き続き検討という8項目ございます。それとあと(3)の計画等の策定及び手続きということで、これは208項目、中核市1項目、全市町村さん関連の分が89項目ございます。また、今現在未定で、年末までに決めていくという部分が30項目ございます。

それとともに、この後別途ご説明させていただきますけれども、権限移譲とか、国の出先機関の廃止とか、別に議論を国のほうでされている部分もございまして、このあたりにつきましては、義務づけ・枠づけについても関連項目ということで、条例等条項等が動く可能性もございます。それで、基本的には各市町村さんをお願いしたい事項ですが、下にあるとおりでございますけれども、条例委任事項については、国の準則的なもの、斟酌すべき基準等々、まだ出ておりませんが、独自のものをつくっていくかどうか、そのあたりにつきましては、地域主権ないし地方分権の本来の意味合いというところでございまして、独自の検討をお願いしたいと思っております。それと計画の策定義務の廃止につきましては、国がつからなくていいからといってつくってはいけないということでは、もちろんございません。独自でつくる必要も含めて、計画行政の中で物事を進めるかどうかのご判断をしていただきたいということでございます。そのあたりにつきましてはの

検討をお願いしたい。それと各市町村さんの住民への説明責任、条例なり計画について、つくる・つukらないも含めて、各市町村さんに委任されることのでございますので、それをつくる・つukないを含めて議会なり住民さんへの説明というのは、各市町村さんをお願いしたいと思っております。

それで、あと具体的にどんな項目があるかは、資料6の3枚目以降に一覧表をつけております。見方としまして、市町村さんに関連する項目に丸をつけたりとか、あとは県の担当課を示させていただいております。基本的に個別法、非常に多岐にわたる項目でございますので、各市町村さんの担当課と県の担当課のほうで打ち合わせていただきまして、適切に処理できるように、県の担当課のほうにも申しておりますので、各市町村さんの担当課へ市町村長さんのほうからご指示をお願いしたいと思っております。また、あと政・省令・国通知・要綱、まだすべて情報が県のほうにもそろっているわけでもございませんで、情報が出れば、これも各市町村さんの担当課のほうに適宜連絡をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

私のほうから義務づけ・枠づけ関係の部分、簡単でございますが、以上でございます。ありがとうございます。

【司会】 ありがとうございます。続きまして、地域主権戦略大綱で方針が出されています。小西先生のほうからも若干お触れいただきましたけれども、基礎自治体への権限移譲につきまして、県の行政経営課西川課長よりご説明を申し上げます。

【西川行政経営課長】 それでは私のほうからは、地域主権戦略大綱で示されました、基礎自治体への権限移譲に関することにつきまして、ご説明申し上げます。お手元の資料7をご覧くださいと思います。

先ほども小西先生からお話がありましたように、今回の権限移譲では市へ権限を持っていく、これが中心になっているというお話がありましたが、資料7に書いております大綱で示された権限移譲でございますが、上から3つ、まず中核市であります奈良市さんが新たに権限を有することになるのが26項目、条項にして111条項があります。奈良市以外の市ですが、これが43項目161条項と一番多くなっております。それから町村が新たに権限を有することになるのは9項目28条項という状況になっております。これが大綱で示されました権限移譲でございます、その次のページに多少模式図的に示させていただいております。

権限の移譲先として左に中核市である奈良市さん、それからそれ以外の市、右側に町村

ということにさせていただいておりますが、上から大きく5つの枠に分けております。一番上の枠、これはすべての市町村に権限が移るものでございます。例えば地方自治法の規定によります町や字の区域の新設等の届け出受理、あるいは農地等の権利移動の許可などがこれに該当しまして、この項目でいきますと、右側に6項目21条項と書いております。さらにその具体がどのようなものかというのは、次のページから別表1という形で権限移譲の一覧表ということで、地域主権戦略大綱に盛り込まれました事務、これにつきまして内閣府さんが作られた資料を元に、本県の現状に合わせて行政経営課のほうで作成した資料を付けさせていただいております。本県の現状に合わせてと申しますのは、移譲先のところを見ていただきますと、国の移譲先であればいわゆる政令指定都市であるとか、中核市、特例市、保健所市というような移譲先を示しておりますが、本県でいきますと、指定都市は該当がありません。それから中核市、特例市、保健所市というのはすべて奈良市さんのみになります。ですのでそういう形で多少整理しまして、表の右から2番目の移譲先の欄は国の大綱で示された移譲先ですので、例えば中核市であるとか、指定都市、あるいは保健所市という表示を残しておりますが、先ほど申しましたように移譲先が指定都市であれば該当がないので、本県では今のところ大綱上の移譲としては該当しない。あるいは中核市、特例市というのはすべて奈良市さんというような形で整理したものを、1枚お戻りいただきますと、先ほどの2ページの状態の表にさせていただいております。

それで2ページの表の内容欄の2段目ですが、一番左に既に中核市には権限がありとしているもの、これが例えば未熟児の訪問指導でありますとか、育成医療費の支給認定など、このような項目につきましては、奈良市以外の市と、町村へは権限が移譲される。奈良市さんにつきましては、既に中核市ですので、既にこの権限をお持ちいただいておりますので、今回の移譲で新たにその権限が移るといことはないと、そういうものが3項目7条項ある。それから、奈良市さんも含めて市へ移譲しましょうと、町村は今回の一律移譲では移譲の対象にはしないでおきましょうというふうにございと思いますが、この部分が10項目46条項ございます。それから同じように市へ移譲するんですが、既に奈良市さんが中核市ということで権限をお持ちいただいているものが24項目87条項、ここが一番多いわけでございますが、そういう状態になっております。それから今回の大綱上は奈良市さんだけへ移譲しましょうというものが、一番下の指定障害者福祉サービス事業者の指定などということで、10項目44条項ございます。

これが今回、地域主権戦略大綱で示された権限移譲を本県に当てはめた場合の概略ということになります。先ほど申し上げましたように、町村への移譲というのは極めて少なく、奈良市さんも含めて市が中心、またその中では既に中核市である奈良市さんは権限を有されているものがありますので、奈良市以外の市へ行くものが非常に多いということ、まず全体の概要としてご理解いただきたいと思います。

その上で、1ページへお戻りいただきたいと思いますが、この6月に閣議決定されました大綱については、先ほども説明がありましたように、現時点では法案がまだ提案された状態になっているわけではありません。今のところは、中ほどの丸のところに書いてありますように、来年1月の通常国会に関連法案が提案される見通しだということで、一番早ければ24年4月に法が施行される。それから24年の4月からは、今申し上げましたような権限につきましては、これまで県のほうで権限を行使する、要は許認可等の事務を行っていたものを、それぞれの市、あるいは町村でやっていただかなければならなくなるということになります。

24年4月ということで先ほども話がありましたが、1年半ほどなんですが、その間に諸手続を着実に進めていかなければならない。当然手続きというのは、その下にも書いておりますが、県から市町村への引き継ぎ、あるいは市町村サイドでの体制の整備、場合によっては条例、規則等の制定、あるいは必要な予算措置等を含みます。1年半というとまだ先のように聞こえるかもしれませんが、24年4月から仮に法が施行されるとなりましたら、その時点では事務が始まる。住民の方が申請を持ってこられたらそれを処理しなければならぬということになりますので、それまでにきちんと体制を整え、事務ができるようにしておかなければならないということになります。ですので、1年半、決して期間があるようでないというふうに考えていただいたほうがいいのではないかと思います。少なくともそれぞれの事務でどのような事務フローであるのかというのを確認していただき、必要に応じて職員の体制を整えていただく等々の準備もあることになります。

そこに書いていますように、まず各事務の内容につきまして県のほうから、例えばどういう事務フローであるか、あるいは現在それを処理するのに、1年間どれぐらいの件数を処理しているか、必要な予算措置がどの程度なのか、あるいは権限、特に許認可等でありますので、1件当たりの手数料の額を幾らぐらいいただいているのか。それから処理に当たって、専門の何か情報のシステムを使っているのか。あるいは中にはその権限を行使する、要は許認可をするに当たって、審議会等そういう委員会の議を経なければならないも

のも中にはございます。そういうものがあるのかどうかといったような、詳細な情報をまず提供させていただくということで、現在その作業を庁内で進めているところでございます。その上で、その2つ目の点に書いてありますように、県と市町村で協議をしながら、引き継ぎの手続きでありますとか、あるいは研修会の開催などの必要な支援等について、協議をさせていただきたい。これを着実に進めていくことによって、24年4月、法が仮にそのときに施行された以降、住民の皆様に迷惑をかけることなく、より良いサービスの提供ができるようにしていきたいというふうに考えております。

今申し上げましたのが、地域主権戦略大綱に示された権限移譲の部分でございますが、その大綱で示された権限移譲、これは法律で全国一律にされることです。ちょっと細かい説明になりますが、2ページの上の表の下から2段目のところに、奈良市以外の市へ移譲するものとして、例えば児童福祉施設の設置認可や身体障害者手帳の交付などということで、前に、※印を付けたものが書いてございます。これにつきましては、大綱の中では一定の条件を満たせば権限移譲を行うということで、基本的には厚労省関係、福祉関係の事務が殆どなんですけれども、基礎自治体の実態を把握した上で、今年の年内に一定の要件を満たせば、権限移譲を行うというふうな条件が付せられているものがございます。これにつきましては、過日、内閣府と厚生労働省連名でその照会がございました。照会の対象が県と市、移譲先が市ということになっておりますので、奈良市以外の市に照会がございましたが、そのときの意見の中で、各市のほうからいただいた意見の中には、例えば身体障害者手帳の交付でありましたら、市ごとに例えば交付の基準でばらつきが出るんじゃないかと、そういうことが懸念されるので、この権限移譲が適当ではないんじゃないかといったようなご意見もあったところでございます。ただ、これはもう法案になれば、全国一律各市へは権限が移りますので、今からもう移譲が適当だとか適当でないという議論ができる時期ではありません。もう法案が成立すれば、各市で身体障害者手帳の交付の事務をしていたかなければなりませんので、適当、不適当という議論よりも、むしろそれであれば、ばらつきのない権限の行使をするにはどうすればよいか、例えばこの事務に限りませんが、複数の市で共同して処理するであるとか、あるいはその他の方法も含め、どうすればばらつきのない事務処理ができるか、そういう方向でご検討いただかなければならない状況であるということ、今回特にご認識をしていただきたいと思います。

つきましては、今申し上げましたのは大綱で示された部分でございますが、それとは別に条例による権限移譲というのがございます。これはもう既にご存じのとおり、第1次の

2000年の分権改革のときに、各地域の実情に応じて、県から市町村へ権限の移譲をできるようにしましょうということで、条例による権限移譲の制度が地方自治法上明記されました。それを受けまして、本県でも既に54法令、543の事務につきまして、市町村のほうへ権限移譲をしているところでございますが、今回の大綱で示された権限移譲と合わせまして、そこに書いておりますように、大綱では市が中心の権限移譲となっておりますが、大綱で示された市への権限移譲の分について、例えば町村でも、その権限を行使したい。あるいは行使することによって、より住民のサービスの向上につながるというようなものにつきましては、積極的に権限をお渡ししたいというふうに考えております。2ページの図で申し上げますと、網かけをした部分でございますが、全国一律の移譲では、そこは市まで、町村へは移譲されない、あるいは特定の市だけということになりますが、1ページの下にも書いておりますが、それは各市町村の皆様方の意欲に応じてその事務、権限をお渡ししていきたいというふうに考えております。

それから先ほど小西先生のお話にもございましたが、この地域主権戦略大綱の流れというのは、もともと、特に権限移譲につきましては、平成20年当時の地方分権改革推進委員会の第1次勧告で権限移譲というのが勧告されておりました。そのときには、400近い事務について移譲すべきという勧告になっていたわけですが、今回の地域主権戦略大綱の中では、143の条項、20ほどの項目については、現時点ではまだ全国一律の移譲にはなじまないだろうということで、一旦除外されております。ただ、将来的にはそれにつきましても、引き続き検討を続けると、国のほうではそのようにされておりますが、そのようなものが22項目143条項ございます。具体には一番後ろの資料の後ろに、別表2ということでその事務の項目等が書かれておりますが、これにつきましても全国一律には移譲はしませんが、各地域で例えばその権限を、市、あるいは町村で行使したい。そうすることのほうに住民サービスの向上につながる、あるいは効率化につながるというような場合には、この条例の制度で移譲することができますので、これらについても、県と市町村で協議をしながら、移譲できるものについて移譲していきたいというふうに考えております。これにつきましては、1ページの一番下に書いておりますように、県からこういう事務は市町村でも権限を行使していただけるのではないですかといったような事務について提示し、協議をした上で整ったものについて移譲していく。要は権限をお渡ししていくというようなことを進めていきたいと考えております。

以上が権限移譲に関する説明で、かなり大雑把な説明になったかとは思いますが、先ほ

ども申し上げましたように、早ければ24年4月から、まずは大綱で示された権限は、各市、あるいは町村でしていただくことになるということです。それに向けて諸準備をしていただかなければならない。これにつきましては、県と市町村でできるだけ連携を密に取ってやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

私の説明は以上でございます。ありがとうございました。

【司会】 ありがとうございます。意見交換に入りたいと思ひますが、その前に、今、地域戦略大綱の概要を小西先生からご説明をいただきました。義務づけ・枠づけは市町村振興課から、権限移譲については、行政経営課からご説明をさせていただきましたが、こういうことについての、市町村の対応の仕方等について、伊藤先生よりアドバイスをお願ひしたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

【伊藤アドバイザー】 県立大学の伊藤でございます。小西先生の講演、各課からの説明を聞きながら、アドバイスをということなので、何点かお話をしたいと思ひます。

まずこの地方分権の波、大きな波というのはもうすぐ間近に迫っているという感じ。自治体としてどういうふうに対応するかといいますと、つまり何に対応するか、それからそれに対してどのような、どのようにというか、それからどんなスケジュールでということ、今まさに問われているわけです。あまり余裕はないという感じを受けました。それから、小西先生のお話の中にもありましたが、地方分権の推進を実感するかしないかという話です。これは否応なく実感せざるを得ないだろう。ただそのときに、その実感の感覚を負担感と感ずるか期待感と感ずるかということが実は分かれ目だと思ひます。できれば期待感のほう、やりがい感といいますか、こういったものになるように対応していくべきだと思ひます。

それから、知事の話の中で、サッカーの話に例えられたのですが、県と市町村の関係の中で、あるとき県はプレイヤーとして、通常はミッドフィルダーだけれども、ディフェンスに回ったりオフenseに回ったりもすると。ただもう1つ私は、県に対して、県の役割として考えていただきたいのは、あるときはジャッジになる。つまりプレイヤーとしての市町村にイエローカードとかレッドカードを示すことです。なぜそういうことを申し上げるかといいますと、これは基本的に基礎的自治体がプレイヤーなので、もちろん県も自治体の1つではあるんですが、市町村がメインというか主役ですので、できるだけ市町村にプレイをしてもらおう。ときにはアシストをしますけれども、客観的な立場で判断を示すということも、私は県と市町村の間の連携の中で、県の1つの役割かと思ひます。

そのほか、もう1点ですが、たくさんの権限が移譲され降りてまいります。そのときに、まず市町村としてできる・できないが出てくるかと思えます。できる・できないの見極めをするということです。できないときに、あるいは非常に困難なときに、市町村同士で、あるいは県と連携をどうするかということを考える。このあたりを整理をしながら、間近に迫った権限移譲に対して条例制定なりいろいろな対応を考えていく。あまり時間的余裕がないという中での作業になりますけれども、そういうことが私は重要ではないかというように考えます。

それと、もちろんこれは権限の話なんですけど、実はその裏側には財源の問題がついてくるということで、権限に関しては着々とスケジュールが進んでいるのですが、財源のほうは見通しがつかないという状況です。財源、特に税収については、これは経済の問題がありますので、なかなか予測のつかない部分がある。そういう意味で、非常に難しい話ではあると思いますが、そのあたりの工夫といいますか努力といいますか、これもあわせて考えておくべきではないかと思えます。

簡単でございますが、以上でございます。

【司会】 ありがとうございます。

それでは、意見交換に移りたいと思えます。最初の冒頭知事のご説明も含めて、小西先生のご講演、それから伊藤先生の今までの助言、それから事務局からの説明を踏まえまして、意見なり感想で結構でございますので、どなた様からでも結構でございますが、ご発言をお願いいたします。

ご発言のある方、申しわけございませんが、挙手をいただいて、マイクを通してお願いをいたします。どなたかございませんでしょうか。

上牧町長、お願いします。

【今中上牧町長】 今それぞれ説明を受けましたが、この話の中で、最後、先生のほうから財源の話が出たんですけれども、税制改正、地方交付税、それから一括交付金が今国のほうでも話が出ているのですが、その辺の今の状況、そういうものの情報はないんでしょうか。地方分権、地域主権、いろいろな事務を、権限を移譲するというのは、これはわかるんですけれども、それとセットで財源も確保するというのが、これは地域主権、地方分権の一番根幹であるというふうに考えますので、その辺の情報があれば、ご説明をいただきたいと思うんですけど。

【司会】 はい。小西先生、何か情報はございますでしょうか。

【小西先生】 一括交付金は、大綱に盛り込まれましたので、その後の予算編成作業の中で、何としても形にしていくというふうに思いますので、一括交付金はちゃんとできると思いますけれども、今、私に求められているものは、ちゃんと財源が増えるかどうかということだろうと思います。そのことについては、残念ながらあまり前向きの見通しがありません。今の大臣、新しい大臣は、臨時財政対策債というのはちょっとまやかっぽいので、いわゆるほんちゃんの交付税でないといかんというご意見を随分、大臣になる前に強く言っておられています。ですので、そこは頑張ってくださいと思います。たまたまですが、たまたまというか総務省のほうもいわゆる交付税の率、一定割合の率を上げる予算要求を、8月末に前の大臣のときにやっていますので、あれはやっていてよかったと。やってその率を上げろという大臣が出てこられましたので、そこは期待です。ただ、臨時財政対策債を、いわゆる交付税に振りかえるというだけで、総額については今問われていることに対して大丈夫ですという答えはできません。ただ、言いわけがましいんですが、事務権限の移譲のところ、ごらんいただきますと、何かこう事業を実施するというよりも、何か審議会をつくってそのルールを決めるとか、検査業務をしなさいとか、監視をしなさいとか、基本的には人がウォッチするとか、そういうものがほとんどですので、結局人の手当のほうの方が大事なんだろうと思います。そういう意味で、一定の技術なり知識を持った人がいないとこれができないというようなことがずっと並んでいますので、この奈良モデルの形を生かして、県の知的人材資源を生かすような形にさせていただく、その辺は、言われた財源は心もとないではないかということに対する少しでも足しになるのではないかというふうに思います。

それぐらいしか情報はございません。

【司会】 ありがとうございます。今持っている情報について、小西先生から回答をいただきましたけれども、よろしゅうございましたでしょうか。知事、何かございますでしょうか。

【荒井知事】 お金が来るかという点については見通しが暗いというお話でございましたが、権限とか事務が人の働きが増えるから金をくれというのも、なかなか伴わないのではないかなあという感じはあります。人の働きを強化するのはどうすればいいのかというのはこれはほかの県の様子を見たり、大都市の様子を見たりする、やはり職員の研修とか、我々首長の意識とか、いろいろなもので陣容ができていますので、お金よりもそういう事業、仕事を営々と意欲的に進めるしかないかなという感じが、他県の様子を見てるとそのよ

うに感じるほうが強いです。

だからこのような場も、勉強、勉強みたいなことになって大変恐縮なんですけれども、それは一般的なことでございますが、お金のことについて一言、知事会でのほかの県の様子などを報告させていただきたいと思います。よく財源を移譲するときには、地方6団体が税源移譲ということを使うんですけれども、今、奈良県のように税源のない県、あるいは税源のない市町村は、税源移譲と言われたって、自主財源は増えないよということあまり知事会でも言う人は少ないんです。だから税源移譲一辺倒で地方に金をよこせと言うのは、奈良県は適さないと思って、いつも知事会で、それぞれの事情に応じたお金の采配をしてほしいという言い方をするのですけれども、その地方分権の中で税源移譲ということを使われますので、分権と税源移譲は、分権すると税源移譲、税源移譲は分権のうちみたいな勢いで言われる知事さんは、大体大都市の知事さんです。税源のあるところは、国で召し上げないでくれと言われるように、ひがみ目かもしれませんがそのように見えるので、やっぱり国への依存が強い奈良県においては、やはり交付税依存と言われても、交付税がないと自主財源がないので、税源移譲をすると格差が広がるように思います。だから都市と地方の関係、奈良県の中でも、都市と地方との関係、地域格差というのをどうするかというのは、これは県内での課題でもありますし、国と都市と、国に対して都市と地方との課題であるように思いますけれども、なかなかお金の回ってこないところは、何かちょっと声が弱くなってしまうような感じを、知事会で持ちながら、いつも少数、お金のない県として発言をしているというようなことを、報告させていただきます。

【司会】 知事、ありがとうございます。財政の話は非常に厳しいという話が知事と小西先生から出ましたが、それ以外、今後の進め方、それと県と市町村との関わり等について、ご発言をいただければと思いますが、何かございませんでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。

それでは、説明等をここまでにいたしまして、次に知事のほうで最初に申し上げましたが、4月の奈良モデル検討会で、10課題を検討するというところで、ご承認をいただきました。現在、各部会でそれぞれ検討いただいているところで、一部成果も出てきたものもあるようでございますけれども、今回、消費者行政の広域連携に関する課題の追加提案をさせていただきたいと思います。

まず提案に先立ちまして、8月23日に開設されました「相談ならダイヤル」の状況につきまして、広報広聴課の西川課長からご報告を申し上げます。

【西川広報広聴課長】 ご案内のように「相談ならダイヤル」を8月23日に開設させていただきました。それについて、状況を簡単にご説明させていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

県内には、医療、福祉、教育など、県、市町村等の相談窓口数が42分野、683窓口ございます。内訳は、県につきましては76、市町村が496、国が22、団体が89というふうに調査でなっております。このため、住民の皆様はどこに相談をしたらいいのかということがわかりづらいという状況にあるのかと考えております。そこで、各種相談や問い合わせに一元的に対応するという相談窓口、この「相談ならダイヤル」、電話番号が0742-27-1100でございます。この8月23日に広報広聴課県民相談室に開設して、県民の利便性の向上を図ってまいりたいというふうに考えて実施しております。

この書面にありますが、フロー図でありますけれども、「相談ならダイヤル」では、左のほうの県民の皆様からの相談や問い合わせに対しまして、右のほうにいきますと、「相談ならダイヤル」の枠がございますが、女性がおりまして、その隣に相談窓口の検索システムというのがございます。ここで各相談窓口の状況とか、情報とか、県へのよくある質問とか問い合わせなどについての答えを、この中にデータとして入れております。こういう情報をもとに、かかってまいりました問い合わせ等につきまして、一次的に回答をしていくというものでございます。また、一次回答できないものにつきましては、下のほうの矢印にいきますが、専門的な内容の相談につきまして、電話をつないだ状態で、「相談ならダイヤル」の相談員から相談内容に応じた的確な県、市町村の相談機関の相談員さんのところに引き継ぎます。その引き継ぐ際には、「こういう相談をされておりますが、そちらのほうでよろしいでしょうか」また「あなたが担当をしていただけるのでしょうか」というふうな確認をとった上で引き継ぎをするということをしてしております。このためにたらい回しがなくなると考えております。

次の2枚目をお願いします。

この8月23日から9月21日までの状況でございますが、受付件数合計127件がございました。このうち市町村に引き継いだものとしましては14件がございました。この間の状況でございますが、見ていただいたらわかりますが、受付件数の多い順といいますと、まず、これが今後ともこういう傾向になるかというのはわかりませんが、この間におけます傾向につきましては、民事、悩みにつきまして23件、内容としましては家族間の相続等がございます。次に観光、文化がございます。文化施設、またはイベントの案内等

の問い合わせ等でございます。次に総務でございますが、これにつきましては庁舎の案内とか、県有施設に関することでございます。次が暮らしでございますが、これにつきましては消費生活の関係等で、例えば購入した時計の返品をしたいけれどもどうしたらいいのかといった相談の内容でございます。以下、グラフのとおりというふうになっております。下のほうの枠に、広報広聴課県民相談室におきましては、「相談ならダイヤル」を開設するまで、県政案内・相談ダイヤル、これが0742-27-9900というのを開設しておりました。県政に関する案内、または県民からの相談、苦情等に対応する等、県政以外の相談には適切な相談機関等を県民に紹介してまいった番号でございますが、同じ時期の受付件数を単純に比較しますと、67%の増となっております。なお、これにつきましては、前年度、こちらのほうでは部局別に集計をしておりました関係上、今回の分野別との比較等ではできてはおりませんが、件数自体は増えているという状況になっております。

また、この「相談ならダイヤル」の開設に当たりまして、市町村に対しましては、6月には各市町村広報広聴担当課に説明会をさせていただいて、「相談ならダイヤル」の概要、また協力依頼を行ったところでありましたが、8月16日付で開設をするという通知を皆様方のほうに送らせていただいたところでございます。それにつきましては、別添の資料としてつけさせていただいております。

私どもとしましては、各種相談や問い合わせをどこに相談してよいかわかりづらいという県民のために、「相談ならダイヤル」を利用していただいて、少しでも利便性を高めていただけるように、引き続き県の広報誌、またはホームページ等広報媒体を通しまして、周知をしていくこととしております。各市町村におかれましても、「相談ならダイヤル」につきまして、市町村広報誌等による周知を図っていただきますよう、ご協力をお願いしたいと考えております。

以上でございます。ありがとうございました。

【司会】 続きまして、消費者行政の広域連携に関する課題の追加提案につきまして、消費生活安全課山菅課長よりご説明を申し上げます。

【山菅消費生活安全課長】 資料9に基づきまして、消費者行政の広域連携ということで、ご説明させていただきます。まずは現状課題と、それから提案という形での説明をさせていただきます。

平成20年度の国民生活白書によりますと、消費生活相談、いわゆる商品あるいは役務の契約に関するトラブルやそれによる被害が増えている中、被害に遭っても、3分の1の

方がだれにも相談をしておられないという、これは内閣府の実施しましたアンケートの結果で示されております。いわゆる潜在的被害者が存在する。泣き寝入り等をしている方が、3分の1もおられるという状況でございます。また、同じくその白書の中には、いわゆる県、あるいは市町村の消費生活センターへの相談は、全体の約14%ということで示されております。これを、単純に本県の場合に当てはめてみますと、平成20年度で申しますと、県市町村の相談窓口、あるいは消費生活センターのほうへの相談件数が約1万1,000件でございますので、14%で割り戻しますと、総数が8万件程度、その3分の1、2万6,000件程度の方が、潜在的な被害者という形になってくるような状況でございます。

また、本県の特徴といたしまして、高齢者の被害相談が10年間で1.5倍ということでもかなり増えている状況でございます。かかる状況下におきまして、その解決に向けた取り組み、いわゆる消費者行政の充実、強化が必要なところでございます。例えば電話といいますと、なかなか相談内容のポイントを聞きとったり、あるいは助言内容を聞いたものをお伝えするのは難しい。できれば契約書等を持参していただいて、対面で相談を行っていくのが効果的であろうと考えられるところでございます。そういう意味で、身近に相談できる相談窓口の充実というものが必要でございます。また、契約の勧誘等の手口もかなり巧妙になってまいっております。だまされているかどうかはわかりにくくなってきているという状況でございます。地域ぐるみでの見守り等の取り組みが必要でございます。そういう意味で、高齢者等の見守りや、予防、啓発、あるいは事業者等のあっせんといった行政体制の充実というものが必要なわけでございます。各市町村におかれましては、これらのご認識を認識していただきまして、消費生活相談窓口の開設日、あるいはその相談員等を増やしていただき、あるいは相談窓口が未設置の市町村におかれましても、今年度中には開設していただけるという運びになっております。

週何日云々というような形の表示はいたしておりますけれども、39団体全市町村におきまして、充実されるところでございます。ただ、私どもが今皆様からお伺いしています、充実計画というものが、ほんとうにそれで十分なのだろうかということにつきまして、この春、各市町村と市町村で働かれておられます消費生活相談員の方に、アンケートをさせていただきました。その結果を示させていただいているところでありますけれども、市町村におかれましては、大半がこれで十分という認識をさせていただいている。ただ、現場の相談員さんにつきましては、若干違う認識を持っておられたところでございました。私ど

もといたしましては、まだ必ずしも十分ではないのではないかとこの形で考えております。と申しますのは、大半の相談窓口が週1日、あるいは2日という状況でございます。例えばクーリングオフと申しますか契約の解除をするにしましても、8日間という期限がございます。よほどタイミングよく窓口のほうを訪れていただかないと、その機会を逸してしまわないだろうか。あるいは悪質な業者から事情を聞き、あっせん等をするにしましても、1週間、2週間という、1度では時間がかかるし、またその事務に追われている間、他の相談への対応といったものに支障が生じないだろうか。また、あっせん等で相談員をサポートしたり、あるいは被害拡大や予防のための情報収集や住民への提供等、事務職員の体制的に大丈夫なんだろうか。さらに、仮に現在の各市町村さんにおかれての相談件数が少ないということから、取り組み方法を判断されている場合につきましては、いわゆる潜在的な被害者の掘り起こしということにつきましてどうなんだろうかといった点につきまして危惧を抱くところでございます。住民の安全や財産保全のためのものでございます。再度見直ししていただいて、さらなる財政の充実を呼びかけさせていただきたいと考えているところでございます。

2枚目のペーパーでございます。ただ、市町村におきましては厳しい財政状況のもとで、いろいろご苦勞をされているということは重々承知いたしているところでございます。そういう状況下にありますと、少しでも合理的に話を進めようとするれば、広域化、共同化ということに取り組むことが適切かということかと存じます。このようなことから、消費者行政の広域連携を奈良モデルのテーマに追加し、県の参画、支援等も含めまして、どのようにしていくのがいいのだろうかということ、一緒に議論させていただきたいと考えております。お示ししている案は、1つは病院の輪番制のように、近隣の市町村におきまして持ち回りで対応していくもの、もう1つは、まさに共同で設置していこうとするものでございますが、これは一例でございます。そのほかにも近隣市への委託といったことなども考えられようかと思うところでございます。各市町村さんの諸事情を伺いながら、よい方策について議論が進められればということでは思っているところでございます。

なお、本日説明しましたことにつきましては、先般各市町村の担当課長さんにもお話、お声かけをさせていただいているところでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

【司会】 ありがとうございます。

今、両課長から説明をいたしました「相談ならダイヤル」の状況、それから消費者行政

の広域連携、これは課題の追加でございますけれども、これにつきまして、何かご意見はございますでしょうか。

特にご意見はございませんでしょうか。それでは、これは課題として追加させていただくことは、それでよろしゅうございますでしょうか。

(「はい」の声あり)

【司会】 ありがとうございます。では、課題に追加をさせていただいて、担当の部会を開催するという形で進めさせていただきたいと思います。

それでは、最後になりますが、国のほうの地域主権改革と、それから県がやっております「奈良モデル」、これを今後進めていかないといけません、その進め方について、まず両アドバイザーのほうからご助言をお願いしたいと思います。

まず伊藤先生、よろしくお願いをいたします。

【伊藤アドバイザー】 進め方ということですが、このような形で市町村長サミットで、首長の皆様に集まっていただいて、県と話し合う機会ももちろんですが、今度はもう少し具体的なことがいっぱい出てまいりますので、そういう連携協議をするシステム、これをお互いに知恵を出し合ってつくっていくことがまず私は大事だと思います。

このサミットといいますか、この存在は、小西先生も最初に主張されておられましたけれども、これから地方分権が進む中で、具体的な作業がどんどん出てまいります。そのときに、もう連携ということは避けられないというか必然です。そういう意味で、この会議もそうなんですけれども、まず環境づくりを早くすることが非常に大事だと思います。

以上です。

【司会】 ありがとうございます。

では、小西先生、お願いします。

【小西アドバイザー】 私は伊藤学長が言われたこと以上のことは何も申し上げられませんが、きょう出てきましたように、この課題はほとんどが技術論なんです。法律をどう読み解いて、どんなふうに政策を実施するかとか、監視行政なんかの場合に、どんなスキルのある人がどんなふうに監視するか、ほとんどが技術論なものですから、いわゆる県の持っている技術的なノウハウを共有していただくことと、それから市町村がそれぞれ持っている、貴重なスキルを、できるだけ開放していただいて共有するというその技術論のところの共有というところがかぎになると。基本的にはそういう問題だというふうに思い

ます。

この奈良モデルですけれども、県と市町村の連携の新しい形で、信頼と協力がかぎになっているわけですけれども、私が見させていただいている限りは、大分前に進んできたという感じがします。今の最後の消費者行政なんかもそうですけれども、よいことだったらやったらいいじゃないかという感じが、市町村長さん皆さんから伝わってくるころがございまして、いい感じで育ってきているというふうに思いますので、またぜひ今後も大事に育てていただきたいというふうに思います。

以上です。

【司会】 ありがとうございます。

最後になりましたけれども、知事、総括的なお話、よろしくお願ひいたします。

【荒井知事】 小西、伊藤両先生には大変温かいお言葉をいただいて、光栄に存じます。最近のこのような取り組みが、1つはちょっと進んでいるのかなあという実感がありますのは、市町村の職員の方々と県の職員の方の話し合いの中身が、実質的な面で進んでいるのかなという報告を受けることが多くなっていることとでございます。小さなことでも何か具体的にすると成果がある面が、やはりあるんだというふうに思います。その際、我々首長の仕事は、そういう仕事は大事だよと。連携するのは究極の目的ではありませんが、いろいろな課題があるのを、連携しないと進まないじゃないか。市町村だけ、あるいは県だけ、それと市町村も同じだと思いますが、県もものすごく縦割りなんです。私なんかの役割は、国が縦割りになっている影響を受けてか、そのまま縦割りになってきているのを横にするというのが、大きな縦の壁を木づちで壊すのが、毎日の仕事のように思いますが、その県の縦割りの仕事が市町村まで流れていっているのではないかとこのように従来心配をしてきた面がありますので、このような検討の課題の仕事は、各公共団体の中の縦の壁を壊すということと、区域の壁、県と市町村の壁を超えて連携をするというようなことを、技術的にやっているように思いますが、何を大事かというのを、ほかの県の様子を見ても大分進んでいるなあというようなことが多々ございまして、遅れをとらないように、お金がない県、市町村でも、優秀な職員がいますので、それに働いてもらうというのは、まずできないかというふうなことから始まっているように思いますが、職員の方の実績、経験が積み上がっているように思っていますので、首長の皆様におかれましても、ぜひ職員を励まして、これからの、特に若い職員は、市町村行政、県の行政を担う人たちでございまして、ぜひ鍛えてあげていただければと思います。また、いろいろ励ましもあり

ますし、県もそれほど大きな財源も能力もないわけでございますけれども、今度も市町村交付金でなけなしの県の剰余金を配らせていただきましたが、もっとという声もあるかもしれません、お金だけではなしに気持ちのあらわれというふうに受け取っていただければと思いますが、このような努力が実を結ぶようになればと、ほんとうに心から思う次第でございます。

以上でございます。ありがとうございました。

【司会】 知事、ありがとうございました。

そうしますと、先ほどご承認いただきました追加課題につきましては、市町村振興課のほうから、再度事務的に照会をさせていただきますので、各市町村の積極的な参加をよろしく願いをいたします。

それでは、以上をもちまして、平成22年度第5回の奈良県市町村長サミットを終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。

—— 了 ——